

多国間税務執行共助条約の動向

1 多国間税務執行共助条約の沿革

この条約は、正式には「税務について相互執行協力に関する条約草案」(以下「執行共助条約」という。)という。租税条約は、北欧三国による多国間租税条約を除いて二国間租税条約であるが、この執行共助条約は多国間条約である。

この執行共助条約は、OECD及び欧州評議会により検討されたもので、1986年7月にOECD租税委員会、1987年4月に欧州評議会閣僚会議において条約案が採択されている。その後、この執行共助条約(条約草案及びそのコメンタリーから構成されている。)は、1987年6月に欧州評議会閣僚会議、1987年10月にOECD理事会で署名のために開放することが合意され、1988年1月25日にOECD加盟国及び欧州評議会加盟国に署名のために開放されている。その後、ベルギー、デンマーク、フィンランド、アイスランド、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、米国がこの条約に署名したことにより、この条約は1995年4月に発効している。

米国は、この条約について、徴収共助と文書送達に関する部分について留保しており、情報交換に関する部分についてのみ参加している。

2 わが国の動向

執行共助条約について、わが国では次のような動きがあった。

1988年(昭和63年)3月1日の大蔵委員会で当時の国税庁次長は、「多国間税務執行共助条約につきましては多大の期待をいたしておりますし、その締結が実は一刻も早く行われるよう希望しているところでございます。」と述べている。

翌1989年(平成元年)11月1日の第116回国会の外務委員会において、政府委員は、執行共助条約について次のような要旨の答弁をしている。

この条約は、徴収協力、情報交換等による協力が定められているもので、わが国としても、この条約が基本的に国際協力を通じて税務執行の適正化あるいは効率化に資するものであると考えており、各国の締結状況をにらみ合わせながら締結の可能性について検討していくこととしたい、としている。

その後、1992年(平成4年)4月17日の外務委員会において出席委員から、日本はこの執行共助条約に加盟するつもりがあるのかという質問に対して、当時の大蔵省の担当者の答えを要約すると次のとおりである。要するに、次に掲げる理由をもって執行共助条約に対して消極的な姿勢が示されている。

Topics of International Taxation

この条約の問題点は、要請国の租税に対して優先権が与えられていないことである。すなわち、国税債権の私債権に対する優先権が与えられていない。つまり、わが国が外国から租税債権の徴収の依頼を受けた場合、滞納者が納税を拒否しても、差押さえ、換価処分ということが行えないことである。

最近のこの執行共助条約に関する発言としては、2002年11月に当時の財務省財務官黒田氏が「アジア・オセアニア・タックスコンサルタント協会第1回国際コンベンション」の基調講演において、「多国間の徴収共助は、(中略)、一般には円滑な共助の実施には相当な困難が伴います。わが国がOECD多国間税務執行共助条約に参加していないのも、現段階では同条約のメリットが実現するほど円滑な共助が実施できないからです。」と述べている。

3 執行共助条約の概要

執行共助条約に基づいた協力形態、すなわち本条約の主たる構成要素は次の三つである。

第1は情報交換である。この情報交換に係る規定には同時税務調査により取得した関連情報を相互に交換すること、要請国の権限ある当局の代表者が非要請国における税務調査の適当な部分に立ち会うことを認めることに関する規定がある。

第2は、徴収共助である。要請国の租税に対して優先権が与えられていないが、本条約に基づいて、ある国は他の締約国に対して滞納した者の租税債権の徴収を要請することができることが規定されている。

第3は、文書の送達である。すなわち、非要請国は、要請国の要請に基づいて、要請国から発せられ、かつ、この条約の対象となる租税に関する文書を名宛人に送達する旨が規定されている。

以上の三つの協力形態のうち、第2の徴収共助との関連で、OECDモデル租税条約第27条の徴収共助条項が、上記の執行共助条約における徴収共助に係る規定と同様に包括的な徴収共助を規定しており、これまでの租税条約における条約上の恩典を不当に受けた者に対する徴収共助とは異なる規定に改正されている。

したがって、条約相手国の租税債権を相互に徴収するという徴収共助は、多国間条約に基づくもの、又は、二国間条約によるものといずれの選択も可能となったのである。

2003年11月に改正の署名が行われた新日米租税条約では、米国が執行共助条約の徴収共助に係る部分について留保していること、日本も執行共助条約に参加していないこと等の理由から旧来の徴収共助の規定である。

米国は、他国の歳入法を米国国内で適用しないというレベニユールールという概念があり、このような概念と徴収共助とどのように平仄を合わせるのか等々の問題の解消を行った上で執行共助条約、特に徴収共助に係る協力が実施されるものと思われる。

中央大学商学部教授

矢内 一好